

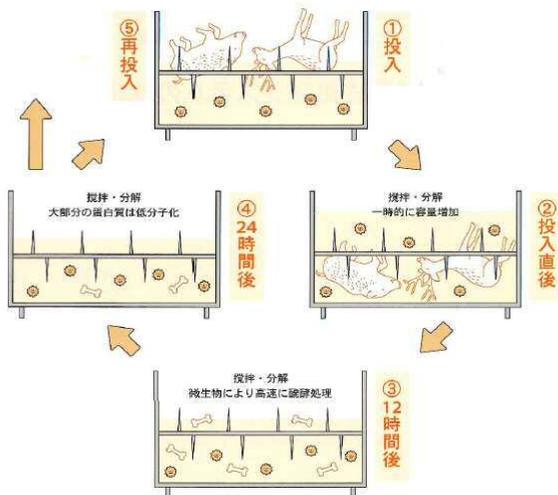
狩猟者の皆様へ

神谷清掃工場は、令和4年3月末の閉鎖により、有害捕獲による鳥獣の持込による焼却は、できなくなります

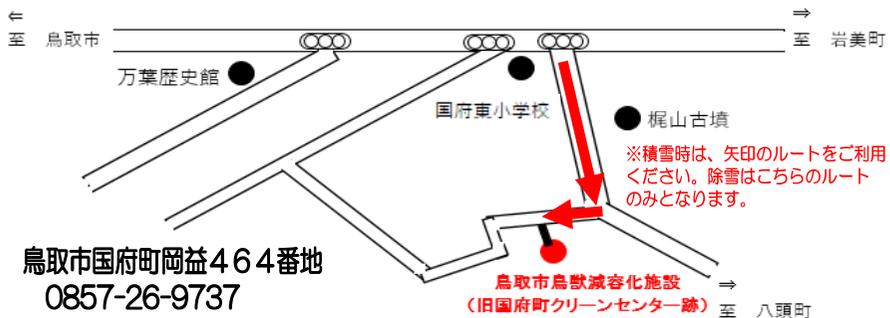
鳥取市では、新たに旧国府町クリーンセンター跡の建物を利用し、有害捕獲により捕獲した鳥獣を微生物等で溶かす減容化施設を整備し、**令和4年4月より稼働**する予定です

また、本施設で、**捕獲確認業務**も併せて行いますのでご利用ください

有害捕獲鳥獣処理工程



鳥取市鳥獣減容化施設位置図



鳥取市鳥獣減容化施設



施設利用時間

- 月曜日から金曜日 AM9:00～ 12:00 (最終受付 AM11:50)
PM1:00～ 4:30 (最終受付 PM 4:20)
- 土曜日 AM9:00～ 12:00 (最終受付 AM11:50)

※時間厳守でお願いします。
時間外での搬入持込は、一切お断りします

- 休館日：日曜、祝日、12月29日～1月3日
- ※処理機のメンテナンス、持込過多による受入困難な場合は、臨時休館とする場合があります
鳥取市公式ウェブサイトにてご確認ください

施設を利用される狩猟者の皆様へ

■施設を利用出来る方

鳥取市長、鳥取県知事から鳥取市での有害捕獲許可を受けている方

■持ち込みできる個体・持ち込みの制限

(持ち込みできる個体)

○許可証または従事者証に記載されている鳥獣のみ

(持ち込みできない個体)

- ×自家消費等で解体処理された個体の残渣
- ×腐敗している個体（悪臭・うじ虫が湧いている等）
→埋設により処理してください
- ×許可書または従事者証に記載のない鳥獣
- ×シカの角、鳥獣以外のごみや持ち込時に使用された袋等
→ご自身で持ち帰りください。ゴミの減量化にご協力をお願いします。

(持ち込みの制限)

- ・持ち込み過多で受け入れ用の冷凍庫に鳥獣が入りきらない場合、当日の持ち込みをお断りする場合があります
- ・冷凍庫の空き状況は鳥取市公式ウェブサイトでお知らせします
- ・電話（0857-26-9737）でもお問合せを受け付けます

※夏は、イノシシ、秋はシカの捕獲頭数が増えます。
事前の空き状況確認を行っていただくなど御協力をお願いします

■施設利用方法

- ②受付にて施設利用申込書を記入いただきます
- ①有害捕獲の許可番号、持ち込まれた鳥獣が許可証等に記載されたものか内容を確認します
- ③捕獲確認手続、重量測定した後、処理機へ直接投函または冷凍庫へ保管します

【お願い～シカの角について～】

シカの角は、県の指定管理事業、既に捕獲確認が終わり持ち込む場合は、角を切り落とした状態で、施設で捕獲確認を行う場合は、捕獲確認後に切り取ってお持ち帰りください。

■捕獲確認業務

持込の場合は、イノシシ及びシカの緊急捕獲事業（捕獲奨励金事業兼ねる）の捕獲確認業務を当施設で行うことができます

I 捕獲現場でしていただくこと

捕獲個体の写真を撮影してください

①捕獲時

②殺処分後・・・捕獲確認用ボードに記載し、殺処分個体に添えて撮影をしてください。

※使用したカメラとボードはそのまま施設へ持込んでください

※ボードの記載事項を消さないようにしてください

II 施設でしていただくこと

受付時に捕獲確認を依頼してください

(注意)

②県指定管理事業による個体は、施設で捕獲確認を行いませんので、県の要領の手順に従い手続きをしてください

①職員が現地で捕獲確認したイノシシ・シカには、鼻に白、尾に赤で着色しますので、施設での捕獲確認は不要です

③捕獲確認写真の撮影

捕獲者、捕獲個体、持ち込まれた捕獲確認ボード（確認者欄は施設職員が記入）を持ち込まれたカメラで撮影します

III 市への提出

後日、**写真①②③**を各担当の総合支所産業建設課または農政企画課へ提出してください

■施設使用上の注意

- ・当施設では井戸水を使用しており、飲料水としてご利用できません
- ・施設内での洗車等はお断りします。
- ・搬入時間を守れない方、施設職員の指示に従わない方の施設利用について、利用をお断りすることもありますので、ルールを守ってご利用をお願いします